

建設工事施工管理基準

1 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

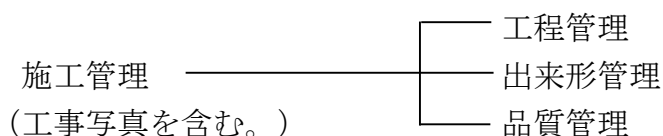
2 適用

この基準は、長岡市が発注する建設工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

なお、この基準と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

3 管理項目の構成



4 管理の実施

(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理基準及び規格値

出来形管理・品質管理基準及び規格値については、別紙1「工事施工管理基準」によるものとする。

6 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事記録写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

工事施工管理基準

本市の施工管理基準は、次に示す、国及び新潟県の所管する部局並びに団体等の基準を準用するものとする。

また、基準の確認は、市が別に定める様式（市に定めがないものにあつては国及び新潟県の所管する部局並びに団体等のものに準じた様式）により、行うものとする。

- 1 土木工事の施工管理基準は、「新潟県土木工事標準仕様書」及び「新潟県農業土木工事標準仕様書」に掲げる基準によるものとする。
- 2 建築工事の施工管理基準は、国土交通省が定める、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「建築解体工事共通仕様書」及び「木造建築工事標準仕様書」に掲げる基準によるものとする。
- 3 下水道工事の施工管理基準は、「土木工事施工管理基準」及び「建築工事施工管理基準」のほか、「社団法人日本下水道協会」及び「地方共同法人日本下水道事業団」の標準仕様書等に掲げる基準によるものとする。
- 4 水道工事の施工管理基準は、「土木工事施工管理基準」及び「建築工事施工管理基準」のほか、「社団法人日本水道協会」の標準仕様書等に掲げる基準によるものとする。